

技術士法の全面・大幅改正の先例

令和元年 9 月
技術士担当

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）は、昭和 32 年に制定（昭和 32 年 5 月 20 日公布、8 月 10 日施行）。過去、2 回（昭和 58 年、平成 12 年）大幅に改正された。改正の概要は次の通り。

1. 昭和 58 年時改正（昭和 32 年法律第 124 号の全面改正）

（1）法案提出理由

最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士制度の改善を図るため、技術士補の資格の新設等技術士試験制度についての整備合理化を行うとともに、行政事務の簡素合理化に資するため、技術士試験の実施に関する事務並びに技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務を科学技術庁長官が指定する者に行わせることができることとする等の必要がある。

（2）主な改正内容

- ① 予備試験を廃止し、試験の種別を第一次試験及び第二次試験（旧本試験）に変更。
- ② 技術士補制度の導入（一次試験合格者が技術士補に登録可）。
- ③ 第二次試験受験の要件から、学歴の制限を外し、7 年間、若しくは技術士補として 4 年間の業務経験により受験を可能とした。（旧本試験は学歴要件を満たすか、予備試験合格で受験可能であった。）
- ④ 指定試験機関・指定登録機関制度を導入。

2. 平成 12 年時改正（大幅改正）

（1）法案提出理由

技術士の制度についての国際的な整合性の確保を図るため、技術士と同等以上の外国の資格を有する者についての技術士の資格に関する特例を設けるとともに、良質の技術士の一層の育成を図るため、第二次試験の受験資格の改善を図るほか、技術士等の公益確保等の責務を定める等の必要があるため。

（2）主な改正の内容

- ① 国際相互承認に対応するための規定の整備（外国の技術者資格者に対し、技術士の認定を可能とした）。
- ② J A B E E 認定課程の卒業生に第一次試験を免除できるよう措置。
- ③ 第二次試験の受験資格に第一次試験合格者を追加。
- ④ 第二次試験の受験要件となる業務経験の要件に、優秀な指導者による監督の下で業務を積む場合（技術士補と同等の必要年数（4 年）となる）を追加。
- ⑤ 技術士資格を有する者が関連する他の技術部門を受験の場合、第二次試験の一部を免除できるよう措置。
- ⑥ 技術士の資質向上の責務、公益確保の責務を新設。
- ⑦ 日本技術士会の目的に、技術士の資質向上に資するため、技術士の研修に係る事務を行うことを追加。

第26回国会 衆議院科学技術振興対策特別委員会商工委員会連合審査会
(昭和32年3月28日(木)) 会議録抜粋

○小平久雄委員(民主自由党) それともう一点、先ほどの御説明からしても、技術というものは常に最高レベルのものを大企業といわず、中小企業といわず取り入れさせていきたいという仰せのようですが、これはとにかく一度資格を得れば、一生技術士という資格を持つわけですね。ところが、だれも言うように、科学技術というものは日進月歩だと言われている。一たん資格をとった者が一生技術士でありますといつて、それを看板としてやるということになって参りますと、必ずしも技術士の免許の資格を受けた者がアップ・レベルの技術を身に体しておるとか限らないと思うのであります。それはそういう新知識、最高の技術を持たない技術士は名前ばかりであつて、お客さんがない、こういうことで自然淘汰にまかせるのだと言えぱそれまでですが、いかに技術士の資格を得た者の技術を、この日進月歩の技術のレベルに合わせていくかという問題が一つあると思うのです。それはそれぞれの人の努力いかんと言えぱそれまでですが、何かそういう点について考えておられますか。

○水間説明員(科学技術庁長官官房総務課長) その点はしごくもつともでありまして、たとえば三カ年くらいを限つて登録の更新をやるということも試案として考えてみました。しかし、これは法的にも非常にむづかしい点がございますし、かたがたこの種の制度についてそういう例があるかどうか調べてみたけれども、ほとんど見当たりません。しかし、自動車の運転手などは、場合が違いますけれども、あれは三年で書きかえをいたします。書きかえのときに、条件に適合しなければ没になるということになっています。自動車の運転ほど簡単なものでもございせんが、とにかくそれは実際上の問題として、登録を更新しなくても、あるいは先刻来問題になりました技術士会というようなものがこの方面に必要になってくると思ひます。そういう親睦団体がございまして、そこで大いに技術士として技術士会のメンバーが切磋琢磨していくということは、ぜひ必要だと思ひます。この場合に、日進月歩の技術の中に飛び込んで自由職業として立とうとする人は、その技術におくれをとるといふことがあれば、実際上お客がついて来ない、商売があがったりになることは事実でございます。そういう点から、みづから励まされ、あるいは親睦団体が作られた場合に、お互いに切磋琢磨するといふ行き方でいくことがベターではないかと思ひます。そういうことで登録の更新問題等は断念した次第であります。

第147回国会 衆議院科学技術委員会(平成12年3月29日(水)) 会議録抜粋

○川内博史委員(民主党) (略)

ただ、私が思うには、科学技術の進歩というのは日進月歩でございますでしょうし、一回資格を取つたから後は研修並びに継続的な教育をするだけで十分かといふと決してそうではない。こういう資格等についてはすべてそうだと思ふのですけれども、医者も弁護士も全部そうだと思ふのですけれども、一度取つたら生涯そのままといふことではなくて、我々議員も選挙があるわけでございます。

これは、大変に重要な、高い倫理観を持って行動をしなければならない人間については、我々議員は選挙ですけれども、こういう技術士なり弁護士なり、あるいはお医者さんなりは、資格をもう一度再審査する、何年かに一度もう一回試験を受けてもらうといふようなことをしなければならぬのではないかといふふうに思ふわけでございます。研修とか継続的な教育だけで、今のところはそこまでのさく言わぬでも十分だといふふうに思つていらっしゃるのか、その辺をちょっと御答弁をいただきたいと思ひます。

○斉藤政務次官 継続教育は非常に重要である、特に日進月歩する技術の世界にあつて、社会的責任

を有する技術士として、継続教育、自己研さんは非常に重要である、御指摘のとおりだと思います。そういう意味で、今回法改正におきまして、資質向上の責務、継続教育、自己研さんを義務づけたわけでございます。

御質問の趣旨は、自己研さんを実効あらしめるために再審査をぜひ設けるべきではないかという御趣旨でございますが、現在、技術士と同等の世界のいろいろな資格を見ましても、実は再審査という項目を設けているところはありません。また、APECで相互承認のためのプロジェクトを今進めているわけでございますが、その検討においても、必要事項とはされておられません。そういうこともございまして、継続教育についての義務についてはきちんと規定をし、またそれを実効あらしめるために、日本技術士会等の研修、またその登録、いろいろなシステムを考えておりますが、再審査というところまでは考えておられません。

○川内委員 継続的な研修、教育によって、すばらしい人材がすばらしい人材であり続けられるように、ぜひしっかりとシステムづくりをしていただきたいというふうに思うわけでございます。

(中略)

○斉藤政務次官 (略)

それから、大変申しわけございません。私の先ほどの答弁、技術者資格の更新の点に関する答弁でございますが、私ちょっと認識を誤っておりまして、世界的に見れば、技術者資格を更新している国もあるそうでございます。ただし、日本におきましては、資格更新を義務づけるのではなく、継続教育の支援体制を整備して、それによって担保しよう、このような考えでございます。前の質問についてここで答弁させていただきまして、申しわけございません。

○川内委員 今せっかく政務次官から御訂正をいただく答弁がございましたので、その更新している国というのはどこですか。それだけちょっと加えて教えていただければ。

○斉藤政務次官 アメリカのテキサス州のプロフェッショナルエンジニアが更新をしているそうでございます。

第147回国会 参議院文教・科学委員会（平成12年4月18日（火））会議録抜粋

○日下部禎代子君（社会民主党） 技術士審議会の報告が平成十二年に出されておりますけれども、そこで、技術士の資格取得の動機を付与することが効果的であるというふうに報告に出ております。

そしてまた、大臣も今、魅力あるものとするというふうにおっしゃってございましたけれども、具体的にどのような動機づけ、どのようなことで魅力あるものになさるか、具体的におっしゃっていただきたいと存じます。

○国務大臣（中曽根弘文君） 今回の改正は、国際的な相互承認に備えた規定を整備して、そして技術士が海外でもどんどん活躍できるようにしようということが一つであります。そのためにこの試験制度の改善を行うこととしているわけですが、これによりまして多くの学生たちがこの技術士を目指すという方向になればと、そういうふうにも期待をしているところでございます。

そして、この技術士の資格が広く今後活用されるためには、他の業務独占資格やまた必置資格との連携を拡大することが有効であると考えておりまして、関係省庁の協力を今後求めてまいりたいと思っております。

また、技術士資格自体を業務独占資格あるいは必置資格とすべきではないかということにつきましては、技術士は広範な技術分野で計画とか設計とか研究、またこれらについての指導など、いろいろな形で活動が期待されておりますので、これらの活動を一律に業務独占するというについては必ずしも適当ではないと思っております。むしろ、技術士は高等の専門的応用能力が必要とされる業務でありますので、その能力を保証された技術者として幅広く活用されるということが適当であると思っております。

○日下部禎代子君 今、技術士資格というのは名称独占であるということの、なぜかというようなことをおっしゃったと思いますが、やはりこれは業務独占とするといろいろな問題が出てくるのでございましょうか。その点、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣（中曽根弘文君） 今申し上げましたけれども、この技術士というのは、例えば医師とかそういう名称は、まさに医師の国家試験を受けて医療を行うということで、限定された分野での業務独占資格であると思うんですけれども、技術士は非常に広範な技術の分野で設計とか計画とか研究とか指導とかいろいろ行うわけですから、さっきも申し上げましたけれども、業務独占とすることについては必ずしも適当ではないのではないか、そういうふうになっているところでございます。

第98回国会 衆議院科学技術委員会（昭和58年3月22日（火））会議録抜粋

○関晴正委員（日本社会党）（略）この技術士の試験を受けた方々が日本技術士会のメンバーとして入る場合の構成の状態ですね。試験を通った、合格した、大方がこのメンバーになってもらえばいいのだけれども、合格したメンバーの一割ですか、二割ですか、一万七千人のうちの二、三千ですかから……（原田政府委員「三分の一です」と呼ぶ）約その程度ですね。この程度しかメンバーに入っておらない。これはどういうわけなんですか。

○原田政府委員（科学技術庁振興局長）現在、技術士として登録されております全体のメンバーが約一万六千人、そのうち技術士に入っている会員の方々が約三千人でございます。先ほど三分の一と申し上げましたが、もうちょっと低いわけでございます。

それはいろいろな原因があると私は思いますけれども、一つは、技術士という制度の持っている本質的な内容といえますか、公認会計士ですとか弁護士ですとか、ああいう制度ですと、こういう会に入るのが強制加入になっているわけでございますが、こちらの制度では強制加入ではないわけでございます。あくまでも任意加入で自由に脱退できる、こういう制度になっている。そこに一番の大きな相違点があると私は思います。

この技術士の制度が開かれた制度であるという観点からいって、現在のそういうやり方が、現在の技術士もこの制度には合っている、かように思っております。しかし、なるべくたくさんの人に入ってもらいように、技術士会としてもいろいろな面で魅力のある仕事をやる、こういうかっこうにやっただくように技術士会でも大いに努力してもらわなければいけないし、われわれも今後とも技術士会を指導していきたい、かように思っております。

第147回国会 参議院文教・科学委員会（平成12年4月18日（火））会議録抜粋

○石田美栄君（民主党・新緑風会）文部大臣から指定されて技術士試験に関する一切を行ったり、また受験のための講習プログラムだとか継続の教育とか、さらには技術士登録の事務も行う、そしてこれからは技術士研修の責務が加わるなど、国際的にも重要な役割を果たすこととなります日本技術士会、そして学協会もそうですね、こういうのはどういう組織なんでしょうか。そしてさらに、今後新しい展開に向けていかなる充実強化が必要なんでしょうか。

○政務次官（斉藤鉄夫君）社団法人日本技術士会は、この技術士法において設立が規定されている公益法人でございまして、技術士の品位の保持、それから業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡を行うということとされております。そしてそのほかに、国の指定を受けて技術士制度についての試験事務、登録事務を行っております。また、技術士の資質向上の責務を今回新たに法律上明記することといたしましたので、これを実際効果あらしめるために、いろいろな研修の実施等を今回目的として追加させていただいたものでございます。

学協会につきましては、技術士会の技術士という性格上、いろいろな技術分野の学会、協会と連携をしております、今後ともいろいろな分野の学会、協会と連携を密にしながら、この技術士が実際に社会に普及していくように努めてまいりたい決意でございます。